

福井医療大学大学院研究科会議規定

(設置)

第1条 この規定は、福井医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、研究科会議について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 研究科会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科指導教授

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）の役職員及び本学の専任の教職員に限り、加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究科会議は次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- (1) 教育課程及び履修に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び学内諸規定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) その他教育研究上必要と思われる事項

(会議の開催)

第4条 研究科会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、研究科会議を開くことができる。

(議長)

第5条 議長は学長とする。

- 2 議長に事故がある場合は、研究科長がこれに代わる。
- 3 学長、研究科長に事故がある場合は、あらかじめ定めた順位に従ってこれに代わる。

(庶務)

第6条 研究科会議における議事録作成等の庶務は、事務課において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

